

足立区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区（以下「区」という。）に生息するハクビシン及びアライグマ（以下「対象動物」という。）の防除等の対策を行う事業（以下「対策事業」という。）について必要な事項を定めることで、区内における衛生環境の整備を推進し、もって区民の生活環境被害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象建築物 区内に存する建築物をいう。
- (2) 生活環境被害 対象動物により対象建築物又は区内の土地において発生した、対象動物による、足音・鳴き声等の騒音、糞尿による異臭及び汚損、天井等へのシミ、破損・汚損等並びに庭木の果実及び魚等への被害をいう。
- (3) 利用者 第7条に規定する申請者のうち第8条の規定により対策事業を行うことを決定された者をいう。

(対象場所)

第3条 対策事業の対象とする場所は、生活環境被害を受けている対象建築物又は区内の土地とする。ただし、空家等であるものについては、対象建築物及びその土地の所有者又は管理者の同意を得た場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、対象動物を緊急に捕獲しなければ区民の生命又は身体若しくは生活環境に甚大な被害が及ぶと認められる場合は、区内のいかなる場所においても対策事業の対象とすることができる。

(対象者)

第4条 対策事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活環境被害を受けている対象建築物及びその敷地の所有者（共同住宅及び賃貸物件の場合にあっては、当該住宅等の所有者、管理者又は当該住宅等に居住する者（当該住宅等の所有者、管理者等、対策事業の実施に関し権限を有する者からその実施について同意を得ている者に限る））
- (2) その他区長が認める者

(対策事業の内容)

第5条 対策事業における区の実施事項は、現地調査、利用者への助言・指導、捕獲器の設置・回収、捕獲器の餌の交換、対象動物の回収・処分、捕獲器撤去後の消毒、糞等の清掃及び錯誤捕獲時のわなの開放とし、実施事項ごとの実施内容は別表1に定めるとおりとする。この場合において、捕獲器の餌の交換、捕獲器撤去後の消毒、糞等の清掃及

び錯誤捕獲時のわなの開放については、対象建築物の屋内に捕獲器を設置した場合に限り実施するものとする。

2 対策事業における利用者の実施事項は、別表2に定めるとおりとする。

(費用)

第6条 対策事業の実施について、利用者の費用負担はないものとする。ただし、別表2に定める実施事項については、この限りでない。

(申請)

第7条 対策事業の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、足立区ハクビシン・アライグマ対策事業 利用申請書（別記様式第1号）及び足立区ハクビシン・アライグマ対策事業利用に関する同意書（別記様式第2号）を区長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象動物を緊急に捕獲しなければ、区民の生命又は身体若しくは生活環境に甚大な被害が及ぶ場合において、対象動物を既に捕獲等した者は、足立区ハクビシン・アライグマ対策事業 利用申請書（緊急）（別記様式第3号）を区長に提出し、対策事業を実施するものとする。

(決定通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、予算の範囲内で対策事業の実施の可否を決定し、足立区ハクビシン・アライグマ対策事業利用承認（却下）通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、対策事業を行うことを決定する場合は、利用者が別表2に定める実施事項を遵守することを条件とする。

(対策事業の実施)

第9条 区長は、前条の規定により対策事業を行うことを決定したときは、当該決定者に対し、速やかに対策事業を行うものとする。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、対策事業において、別表2に定める実施事項について遵守するものとする。

(補償)

第11条 対策事業において利用者が自己の責めに帰する事由により損害を被った場合、区はその補償を行わないものとする。

(承認の取消し)

第12条 区長は、利用者が、この要綱の規定による事業の目的以外のために捕獲器を使用する等したときは、承認を取り消し、費用の全額又は一部の返還を求めることができる。

(費用の返還)

第13条 区長は、前条の規定により承認を取り消した場合において、すでに費用が生じているときは、期限を定めて当該費用に相当する額を返還させるものとする。

(委託)

第14条 区長は、この要綱に規定する対策事業に関する業務の一部又は全部について、次の各号の事項を全て満たす事業者に委託して実施することができる。

(1) 当該事業者が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する東京都知事の許可を受けていること。

(2) 法第9条第7項に規定する許可証及び同条第8項に規定する従事者証の写しを提出できること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則（29足保生発第2119号 平成30年1月4日 衛生部長決定）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

付 則（31足保生発第2578号 令和2年2月5日 衛生部長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（5足保生発第1996号 令和5年10月20日 区長決定）

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

実施事項	実施内容
現地調査	1 対象建築物及び敷地において、対象動物の侵入口となり得る場所を特定し、利用者に報告する。 2 屋内への被害がある場合は、屋内の被害状況（営巣場所の確認等）を確認し、利用者に報告する。
利用者への助言・指導	1 利用者に対し対象動物の生態の説明や対象動物からの被害を受けないための適切なアドバイスを行う。 2 利用者に対し捕獲器の管理方法（餌の付け替え方や対象動物以外の動物が捕獲された場合の放し方、対象動物の捕獲から回収までの間の保管等）について指導する。
捕獲器の設置	1 利用者の承諾を得て、対象建築物及び敷地（侵入口付近又は徘徊場所等捕獲に効果的な場所）に捕獲器を設置する。 2 捕獲器の設置期間は、原則として設置した日の翌日から起算して 2 週間とする。ただし、被害が継続してある又は設置期間中に新たな被害が発生した場合に限り、設置期間を延長することができる。延長した場合は、設置日の翌日から起算して、最長 3 週間まで設置できる。
捕獲器の回収	1 対象動物が捕獲された場合、利用者は速やかに区が委託する事業者連絡し、事業者は捕獲器ごと対象動物を回収する。 2 捕獲器の設置期間中に対象動物の捕獲の連絡がない場合は、事業者は回収予定日に捕獲器を回収する。
捕獲器の餌の交換	屋内に捕獲器を設置した場合は、事業者が餌の交換をする。餌は利用者が用意する。
対象動物の処分	捕獲した個体は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、できるだけ苦痛を与えない方法により殺処分し、動物死体を専門に処理する施設で焼却により適切に処理する。
捕獲器撤去後の消毒	屋内に捕獲器を設置した場合は、捕獲器撤去後に、捕獲器が設置されていた場所の概ね半径 1 m 以内を薬剤・逆性石鹼等で消毒する。
糞等の清掃	屋内に捕獲器を設置した場合は、捕獲器が設置されていた場所の概ね半径 1 m 以内に残留する糞等を清掃する。
錯誤捕獲時のわなの開放	屋内に捕獲器を設置した場合、タヌキ等錯誤捕獲時は、事業者がわなの開放を行い、その動物を放獣する。

別表 2（第 5 条関係）

1	捕獲器の設置・回収、対象動物の回収、捕獲器撤去後の消毒、捕獲器の餌の交換、糞等の清掃、及び錯誤捕獲時のわなの開放時に立ち会うこと。
2	設置した捕獲器を移動させないこと。
3	事業の実施について、近隣へ周知すること。また、捕獲器設置による事故防止のため、区が配布する注意喚起のチラシを第三者から見やすい場所に掲示すること。
4	毎日、捕獲器を見回り、餌の状況確認等、適切に管理すること。
5	餌を用意し、週 1 回程度、捕獲器に付けられた餌を付け替えること。
6	対象動物が捕獲された場合、速やかに事業者に連絡すること。
7	対象動物以外の動物が捕獲された場合、速やかに放すこと。
8	生活環境被害がある場合、その対策（侵入口を塞ぐ等の工事、糞尿撤去、清掃等）及び再発防止のための対策をすること。